



平成 25 年 3 月 1 日

各 位

会 社 名： 株式会社レグス
代 表 者 名： 代表取締役社長 内川 淳一郎
(J A S D A Q ・ コード番号 4286)
問 合 せ 先： 専務取締役管理本部長 平賀 一行
電 話： 03-3408-3090

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 3 月 1 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 3 月 26 日開催予定の第 25 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 当社は、平成19年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、平成24年11月28日開催の取締役会において、平成25年1月1日を効力発生日として、1株を100株に分割するとともに、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用する旨ならびに会社法の規定に基づき、現行定款第6条（発行可能株式の総数）の変更および第7条（単元株式数）の新設を行う旨を決議いたしました。（本件株式の分割の実施および単元株制度の採用にともなう投資単位の実質的な変動はございません。）

上記の変更にともない、変更案第9条（単元未満株主についての権利）および第10条（単元未満株式の買増し）を新設するものであります。

- ② その他、条文の新設にともない必要となる条数の繰り下げおよび所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成25年3月26日
定款変更の効力発生日 平成25年3月26日

別 紙

(下線部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>
<p>第1条～第8条 (省略)</p>	<p>第1条～第8条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(単元未満株主についての権利)</p>
	<p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、<u>次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p>
	<p>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p>
	<p>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p>
	<p>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
	<p>4. <u>次条に定める請求をする権利</u></p>
	<p style="text-align: center;">(単元未満株式の買増し)</p>
	<p>第10条 当社の株主は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</u></p>
<p>第9条～第13条 (省略)</p>	<p>第11条～第15条 (現行どおり)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>
<p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、<u>計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む)</u>に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、<u>連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む)</u>および<u>計算書類</u>に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>第15条～第44条 (省略)</p>	<p>第17条～第46条 (現行どおり)</p>

以上